

## 第 6 号

熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月10日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項第1号中「第52条第1項に規定する」を「第52条第1号、第3号及び第4号に掲げる」に改める。

第32条の5第3項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第32条第1項第1号の改正規定は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### （提案理由）

統計法（平成19年法律第53号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。